



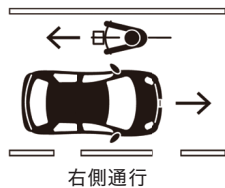
全部で113種類!!  
次の違反は **青切符** の対象です(一部)

【反則金】1万2,000円



ながら運転  
(スマホなどの使用・画面凝視)

【反則金】6,000円



右側通行



信号無視

【反則金】5,000円



大音量でのイヤホン使用



一時不停止



ブレーキ不備など



傘さし運転



無灯火運転

手軽な移動手段として利用される自転車。令和8年4月1日から道路交通法が改正され、**16歳以上**の自転車運転の違反者に対して青切符制度が導入されました。  
自転車も車両の一種です。この機会に交通ルールを再確認し、安全な自転車の利用を心掛けましょう。



ID:1030488

市民安全課 ☎ 85-6053



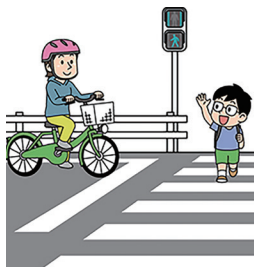
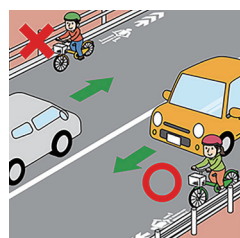
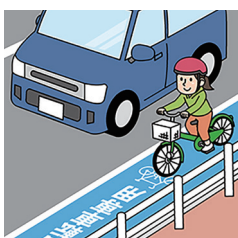
Bicycle

# 知ろう！守ろう！ 自転車の交通ルール

交通事故をなくすために

## 守っていますか？自転車の**安全利用五則**！

- ① 車道が原則、左側通行。歩道は例外、歩行者優先。  
※ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者など、歩道を走行できる場合があります。
- ② 交差点では信号と一時停止を守り、安全確認
- ③ 夜間のライト点灯
- ④ 飲酒運転は厳禁
- ⑤ ヘルメット着用



### 春日井警察署から

近年、全交通事故に占める自転車関連事故の割合が増加傾向にあり、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約75%に自転車側の法令違反があることが分かっています。このような中、自転車交通事故と被害に遭われる方を減らすため、令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して交通反則通告制度（青切符）が導入されました。大切な命を守るため、一人一人がルールを守り、周囲への思いやりを持った安全な運転を心掛けましょう。



交通課 柏原課長

### 命を守るヘルメット

自転車乗用中の死亡事故のうち5割以上が頭部負傷によるもので、頭部を保護することは大変重要です。

市では、自転車用ヘルメット着用を促進させるため、補助金制度を設けています。

※ 対象となる年齢や期間、種類などが決まっています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ID:1023970